

第2期東洋町教育振興基本計画



平成31年3月

東洋町教育委員会

はじめに

近年、ICTに代表される技術革新やグローバル化、高度情報化などによる社会状況が急激に進展する中で、わが国においては少子高齢化や産業の空洞化など、深刻な諸課題を抱えています。このように、急激に変化していく社会において、今後は、新たな時代のニーズに対応できる教育のあり方が重要な課題となっています。

次代を担う子どもたちに「生きる力」を育み、その成長を保証していくことが、われわれに与えられた使命であり、一人一人が尊重され生きがいの持てる生涯学習社会の実現に向け、取り組む必要があります。

東洋町教育委員会では、「東洋町総合振興計画」を踏まえ、毎年作成する「教育行政基本方針」に基づき、平成26年3月に向こう5年間の「第1期東洋町教育振興基本計画」を策定し、学校教育の充実・発展に取り組むとともに、生涯学習の機会の提供など、社会教育や、文化芸術活動の充実に向け積極的に取り組んでまいりました。

東洋町教育委員会では、本第2期教育振興基本計画に基づき積極的な取組を推進してまいりますが、その推進のためには学校・家庭・地域・行政が一体となり、それぞれの役割を果たしていく必要があります。

本計画実現のために、今後とも皆様方の幅広いご支援と一層のご協力をお願いいたします。

平成31年3月 東洋町教育委員会

目 次

第1章 総論

- 1 計画策定の趣旨及び位置付け 1
- 2 計画期間 1
- 3 本町の背景 2

第2章 東洋町の教育をめぐる現状と課題

- 1 減少する児童・生徒 3
- 2 学力の状況 5
- 3 体力の状況 5
- 4 生活の状況 6
- 5 学校施設の現状と課題 6
- 6 社会教育の現況 7

第3章 基本構想

- 1 基本理念 8
- 2 基本目標 8

第4章 取組の方向性・重点施策

- 1 取組の方向性 9
- 2 施策の基本方向 11
- ◇ 基本計画体系図 13
- 3 施策の展開 14

第5章 基本計画

- 1 基本計画 15

第1章 総論

1 計画策定の趣旨及び位置付け

平成18年12月に改正された教育基本法第17条第1項に基づいて、国は平成20年7月に「教育振興基本計画」（平成25年6月には「第2期教育振興基本計画」）を策定しました。

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく、本町における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けます。

また、国や高知県の教育振興基本計画を参酌し、本町の教育振興のための施策に関する基本計画として、「第2期東洋町教育振興基本計画」を策定します。

教育基本法（抜粋）（平成18年12月22日法律第120号）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画期間

この計画は平成31年度を初年度として平成36年度までの5カ年計画とします。なお、期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行って行くこととします。

3 本町の背景

東洋町は、高知県の東端に位置し、徳島県海陽町に隣接した少子高齢化と過疎の町です。海陽町とは、古くから交流が盛んで、医療と高等教育の大半を海陽町に依存しており、結婚や就職についてもその傾向が強く、海陽町の経済圏として組み込まれている状況です。

高等教育につきましては、本町の中学卒業生の半数以上が海部高校に入学し、その他が高知県内の高等学校に入学しており、現在もその傾向は変わっておりません。

また、父母の職場が海陽町であったり、海陽町に祖父母が在住している等の状況があった場合、送迎の利便性や保育制度の有利性から、広域保育の制度によって海陽町の保育園に入園することがあり、また、卒園後は、ほとんどの児童・生徒が区域外就学の制度によって、海陽町の小中学校に入学するという現状があります。

一方、町内に於いては家庭や児童生徒の事情によって、毎年、数名の保護者から就学校の変更届が提出され、学校を変更している現状があります。

少子化が進み、児童生徒が大幅に減少する中で、一定の条件のもとに区域外就学や就学校の変更が承認されることから、野根中学校では在校生が激減しており、在校生の減少が更に就学校の変更に繋がるという悪循環が続き、中学校の統廃合問題に発展する大きな課題の一つとなっております。

学校の変更には様々な理由があり、抜本的な解決策を確立するということは非常に困難ではありますが、それぞれの学校が、「子どもたちが通学したい・保護者が行かせたい」と思えるような『魅力的な学校づくり』をめざし、実効性のある対応を早急に検討しなければなりません。

【人口の推移（国勢調査）】

調査年	総人口	年少人口 (0~14)		生産年齢人口 (15~64)		老年人口 (65以上)	
		人数	%	人数	%	人数	%
昭和55年	4,943	989	20.0	3,152	63.8	802	16.2
昭和60年	4,708	863	18.3	2,984	63.4	861	18.3
平成2年	4,413	656	14.9	2,722	61.7	1,035	23.4
平成7年	4,068	549	13.5	2,423	59.6	1,096	26.9
平成12年	3,744	449	12.0	2,082	55.6	1,213	32.4
平成17年	3,386	373	11.0	1,803	53.3	1,210	35.7
平成22年	2,947	261	8.9	1,491	50.6	1,195	40.5
平成27年	2,584	190	7.4	1,233	47.7	1,160	44.9

※H27 は年齢不詳1名

第2章 東洋町の教育をめぐる現状と課題

1 減少する児童・生徒

	平成元年度	平成5年度	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度
小学校	284	250	193	160	120	83	65
中学校	175	128	112	87	77	45	23
計	459	378	305	247	197	128	88

【学校基本調査】

本町では、過疎、高齢化の進行による出生数の減少、地域産業の低迷による若者流出などにより、児童生徒数が急速に減少しており、昭和40年頃には小学校3校、分校1校、中学校3校あったものが、現在、小学校2校、中学校2校となっています。

国立社会保障・人口問題研究所による人口推計では、2040（平成52）年に1,346人、2060（平成72）年に744人まで減少し、65歳以上の割合を示す高齢化率は平成30年7月に50%を越え、75歳以上の割合も28%以上になるなど、地域の将来にとって大きな課題となっています。とりわけ近年は出生者数が一桁にとどまり、地区での子どもの声が聞こえにくくなって久しくなり、かつて地域と共にあった教育環境が、現在は失われつつある状況です。

地域の将来を託す子どもたちのより良き教育、子育て環境を実現する上で、大きな課題を投げかけています。

平成30年度小学校児童数（複式学級：野根小学校全学年、甲浦小学校2・3年生）

区分	甲浦小学校			野根小学校			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1年生	4	1	5	1	2	3	4	3	7
2年生	1	3	4	1	1	2	2	4	6
3年生	2	5	7	0	1	1	2	6	8
4年生	7	8	15	1	1	2	8	9	17
5年生	5	4	9	2	0	2	7	4	11
6年生	5	5	10	2	3	5	7	8	15
総数	24	26	50	7	8	15	30	34	64

【学校基本調査】

平成 30 年度中学校生徒数（複式学級：甲浦中学校 1・2 年生、野根中学校 1・2 年生）

区 分	甲 浦 中 学 校			野 根 中 学 校			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 年 生	5	0	5	1	1	2	6	1	7
2 年 生	0	2	2	2	3	5	2	5	7
3 年 生	3	2	5	2	2	4	5	4	9
総 数	8	4	12	5	6	11	13	10	23

【学校基本調査】

平成 30 年 5 月 1 日現在での甲浦小学校の児童生徒数 50 名、野根小学校の児童生徒数 15 名、合計 64 名であり、甲浦小学校では 2 年生と 3 年生、野根小学校は全学年が複式学級で勉強しています。複式学級の場合、同じ教室で 2 つの学年の授業を 1 人の教員が同時に行うものであり、授業を受ける児童達にとっても授業を担当する教員にとっても負担の大きい状況であります。

また、複式学級であるため配置される教員数も少なく、教員の抱える業務量も増大し、学校運営にも支障を来しております。中学校においても甲浦・野根両中学校とも 1 年生と 2 年生が複式となっており、小学校と同じ課題を抱えながら高校受験においても厳しい環境となっております。

現在、東洋町の豊かな自然を生かした環境教育や体験型学習など、地域での学習に取り組んでいますが、教師と児童生徒だけではなく、地域住民や保護者等にも参加を促し、地域で共に学べる場の創設に取り組んでいく必要があります。

また、地域で育ち、世界に羽ばたく子どもを育成するため、国際的な視野を持ち、世界に通用する人材を育成し、異文化との相互交流・相互理解を深め、共生することが求められています。語学力を始めとするコミュニケーション能力を身に付けるとともに、異なる文化を理解・尊重する精神の涵養が求められています。また、他市町村など大規模校との ICT 技術を活用した遠隔教育を行うことによって集団の中での多様な考え方や見方に触れることにより、他者に対しての自分の考えを伝えたりするコミュニケーション能力や社会性を養う必要があります。

2 学力の状況

東洋町の教育は、地域や保護者の理解と協力のもと「土佐の教育改革」と呼応して、開かれた学校づくりや基礎学力の定着、授業改善など学校と行政が一体となって取り組んできました。

その結果、教職員の意識改革や学校・家庭・地域の連携強化など評価すべき点も見られるものの「学力の二極化」や「学校教育への満足度」など、今後取り組むべき多くの課題も浮き彫りになりました。

また、学校・家庭・地域そして行政が「子育て」「親育ち」の課題意識を共有し、連携して本町の教育発展のために取り組まなければなりません。

全国学力・学習状況調査においては、年々、課題は解決されつつありますが、活用問題には未だ弱さが見られます。こういったことから、一つには活用力を身に付けさせるための授業の工夫・改善の継続が必要であると考えます。学び合いを中心とした課題解決型の学習を全教職員で取り組むことにより、思考力・判断力・表現力を育て、総合的な活用力を高めることを目指します。

また、もう一つには学校全体として組織的に取り組む体制づくりに重点を置きます。学年による格差や、個人の格差、教師の指導力の格差を生まないために、学校全体として確実に学力を身に付けさせるためのシステムを構築します。（全国学力・学習調査等の結果については、児童生徒数が少ないので平均値の変動が激しく、1学年1人で個人が特定されるため非公表とします。）

3 体力の状況

年々改善傾向にありますが、全国と比べるとまだ弱い項目も見られます。生涯を健康に生きるための基礎となる体力を培うためには、学校・家庭・地域が一体となって、児童生徒の生活習慣や運動習慣を改善することが必要です。また好きな運動や得意な運動を見つけられるよう、様々な運動の機会を設け、運動に親しむ資質や能力を身に付けさせるとともに、運動やスポーツの楽しさ・充実感・達成感を感じさせる必要があります。

この結果を受け、本町では、児童生徒の運動機会拡充に向けた取組を継続的に進めていきます。また、中学校運動部の活動の充実に向けた支援を行います。

さらに、生涯を通じてスポーツに親しみ、体力向上が図れるよう、町内での体育的行事や大会等の取組を継続して実施し、地域で子どもたちが積極的に参加できる場を提供していきます。

4 生活の状況

子どもたちがすこやかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。しかしながら、成長期の子どもにとって必要不可欠な基本的な生活習慣の乱れが見られます。

こうした生活習慣の乱れは、学習意欲や体力・気力の低下の要因の一つとして指摘されています。また、子どもたちの情報モラルをめぐる問題や人間関係の希薄化、実体験の不足といった影の部分も明らかになっています。

これらの課題の要因としては、昨今の大人のライフスタイルが子どもの生活リズムに大きく影響していることが考えられます。したがって、生活習慣は単なる個々の家庭や子どもの問題であると見過ごすのではなく、これを社会全体の問題として捉え、地域社会が一丸となり取組を推進していくことが重要です。

本町では、子どもがもつ生活課題について、地域への啓発活動を推し進めるとともに、生活状況調査などを通して、学校と家庭をつなぎ、基本的な生活習慣の改善を図っていきます。また、食育、保健体育、総合的な学習の時間等の学習活動を通じて、生涯にわたる自己管理能力を身に付けた子どもの育成を目指します。

5 学校施設の現状と課題

どの子も無限の可能性をもっており、一人ひとりの子どもの個性や特性を伸ばすためには、児童生徒の育ちゆく教育環境も重要課題の一つです。

学校施設の耐震化など安全で安心な学校づくりが必要でありますし、未来を託す子ども達の成長には、快適な教育施設としての改修や整備も必要です。

本町の教育施設の耐震工事は完了していますが、建築後40年～50年という老朽校舎の大規模整備、また、教員住宅についても建築後30年以上を経過しており、教育関係施設全般の課題として早急に取り組まなければなりません。

学校施設の現状

小中学校の学校施設については、新しい校舎でも建築後30年、古い校舎では50年以上を経過しております。南海・東南海地震の発生時期が確実に迫っている中、安全対策を急ぐ必要があり、24年度までに施設の耐震化は完了しておりますが、老朽校舎の大規模改修を計画して環境整備に取り組まなければなりません。

区 分	校 舎 (管 理 棟)			特 別 教 室 棟		
	建築年月	経過年数	耐震強度	建築年月	経過年数	耐 震
甲浦小学校	S. 55. 3	39 年	H22 補強済	S. 55. 3	39 年	H20 強度有
野根小学校	S. 43. 3	51 年	H14 補強済	S. 43. 3	51 年	H14 補強済
甲浦中学校	S. 42. 3	52 年	H7 改造済	S. 53. 12	40 年	H22 補強済
野根中学校	S. 40. 3	54 年	H22 強度有	S. 40. 3	54 年	H22 強度有
区 分	体 育 館			給 食 棟		
	建築年月	経過年数	耐 震	建築年月	経過年数	耐 震
甲浦小学校	S. 53. 1	41 年	H22 補強済	S. 54. 6	40 年	H20 強度有
野根小学校	S. 53. 12	40 年	H21 補強済	H. 12. 11	18 年	耐震構造
甲浦中学校	—	—	—	—	—	—
野根中学校	S. 49. 9	44 年	H22 強度有	—	—	—

(平成31年3月現在)

6 社会教育の現況

地域には、一次産業以外の就労の場が皆無に等しく、景気が低迷し農林漁業が衰退していることから、高校卒業後は、ほとんどの学生が京阪神方面に就職している状況であり、少子化や高齢化が急激に進み、核家族化や地域との関わりが希薄化しています。

このような状況の中で、子育てに悩みを持っている親への支援、放課後の子供の居場所づくり、人権教育の推進、地域リーダーの養成、生涯教育を推進し、それぞれの世代における「生き甲斐づくり」を実現するための取り組みが必要です。

社会教育施設の現状

社会教育施設についても、建築後40年以上を経過しており、老朽化が進んでおります。各施設とも災害時の避難所に指定されているため、大規模な改修を計画して施設の健全化への取り組みが必要です。

区 分	建築年月	経過年数	耐 震
甲浦地区公民館	S. 48. 3	46 年	未診断
野根地区公民館	S. 52. 3	42 年	未診断
B & G 海洋センター	S. 56. 8	37 年	未診断

第3章 基本構想

1. 基本理念

「生きる力」育む豊かな人間性の育成

どの子どもも無限の可能性を持っています。一人ひとりの子どもの良さを伸ばすためには育ちゆく環境が重要です。「子どもは地域の宝」、未来を託す子ども達の成長のため、また、社会に貢献する人をつくるため、学校・家庭・地域が強く絆で結ばれることによって、心身ともに健やかな子どもと地域社会を育成していきます。

そして、一人一人が生きがいを持って、生涯にわたり多様に学び交流する中で、学ぶ楽しさ、豊かな人生を育む地域社会を形成していきます。

2. 基本目標

確かな学力、豊かな心、健やかな身体の育成

これからの激変する社会の変化に対応できる力を備えた、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成、いわゆる「生きる力」を育むことを重点として、「見える学力」と道徳心や基本的な生活習慣の確立など「見えない学力」の双方に焦点をあて、学校教育を中心に家庭や地域との連携と協働に取り組むことにより、東洋町の子ども一人ひとりが自己実現できるよう取り組みます。

第4章 取組の方向性・重点施策

1 取組の方向性

基本理念を実現していくためには、家庭や地域、学校、教育行政など、教育等に携わるすべての人や組織が、それぞれの役割や責任を認識した上で、力を合わせて子どもたちを育成していくことが必要です。

このため、教育等に携わる全ての人に日常的に意識していくための取組の方向性として、下記の5つを定めます。

- (1) チーム学校の構築
- (2) 厳しい環境にある子どもたちへの支援
- (3) 地域との連携-協働
- (4) 就学前教育の充実
- (5) 生涯学び続ける環境づくり

(1) チーム学校の構築

社会、生活環境が大きく変化し、学校や児童生徒を取り巻く問題も、多様化・複雑化しています。その中で、知・徳・体の向上を図るためには、学校の組織力を高めながら、個々の教員の力量のみに頼らず、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るとともに、外部の専門家や地域の人材の力を活用して、学校の目標の実現や課題の解決を図るため、「チーム学校の構築」を推進します。また、学校支援体制の充実を図り、教員が子ども一人ひとりと向き合う時間の確保や健康の保持に努め、良好な職場環境をつくります。

(2) 厳しい環境にある子どもたちへの支援

子どもの貧困、また虐待、また学力の未定着、不登校といった困難な状況は、現在大きな社会問題になっています。保護者の子育て力の向上を支援するとともに、小学校、中学校は、放課後学習による学習保障、制度による支援、高校・大学等は無利子の奨学金制度の活用など、切れ目のない対策を講じ、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切ることを目指して、「厳しい環境にある子どもたちへの支援」を推進します。

(3) 地域との連携 ・ 協働

子どもたちの成長を支えていた家庭や地域の教育力は、核家族化や地域コミュニティの希薄化などに伴い低下しています。他方で、子どもたちにかかわる課題は多様化・複雑化しており、特に、家庭の貧困など厳しい環境にある子どもたちへの支援については、学校にプラットフォームとしての役割が期待されているものの、学校だけの対応には限界があります。学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる仕組みである地域学校協働活動の充実など、学校と「地域との連携・協働」のさらなる充実を図ります。

(4) 就学前教育の充実

子どもたちの知・徳・体の調和のとれた健全な成長のためには、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期に、質の高い教育・保育を受けることが重要です。

このため、専門的で高度な知見に基づいた質の高い教育・保育の実践や、小学校以降の教育への接続を意識した取組の充実・強化など、「就学前教育の充実」を図ります。

(5) 生涯学び続ける環境づくり

社会・経済が急速に変化していくとともに、個人の生き方も多様化している中で、一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境や、スポーツなどに親しめる環境を整備していくことが重要です。また、個人の学びの効果がさまざまな場面で発揮されることで、地域や社会に好影響がもたらされます。

2 施策の基本方向

(1) 子どもの基礎学力の定着と向上

個々に学んだり、学び直したりするためには、細かい指導により、基礎・基本となる力を確実に定着・向上させていく必要があります。

このため子どもたちの発達段階に応じて習得すべき基礎・基本を確実に定着向上させ、自ら考え、表現できる力を育むとともに、社会の変化に柔軟に対応できる子どもたちを育成していきます。

(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

「家族における親と子の関係、人と人との間近に触れあう温かい関係の中にこそ人間の感性や良心を培う原点がある」という認識に立ち、道徳の時間、人権学習、体験活動など全教育活動をとおして感性を拓き、豊かな心を育てます。健やかな体を育むためには運動やスポーツが好きになり運動習慣を合わせた基本的な生活習慣を身につける必要があります。体育・保健体育の充実や学校・家庭・地域が一体となった運動環境づくりを進めます。

(3) 就学前教育と小学校・中学校の連携

子どもの健やかな成長を図るために、就学前教育と小学校・中学校が互いに協力、連絡しあいながら、一人ひとりの子どもの発達段階に応じた教育を行います。特に外国語活動や特別支援教育については就学前教育の段階から協力して計画的に進めます。

(4) 学校・家庭・地域との連携・協働

地域全体で教育に取り組む気運を醸成するとともに、学校が中心となり、家庭・地域と連携協働して育てる環境づくりを進めます。

(5) チーム学校による学校力・教職員力の向上

各小中学校の主体的な取り組みによる特色ある学校づくりを支援するとともに、教職員の資質と指導力の向上を図り授業改善に生かしながら、質の高い学校教育を進めていきます。

(6) 安全で安心な学校づくりの推進

安全で安心な教育環境の整備を進めるとともに、災害や犯罪から子どもを守るための防災・防犯の教育を進めていきます。

過去の南海地震は100年から150年周期で発生し、昭和の南海地震からすでに65年が経過し、その切迫度は徐々に高まっています。

また、次の南海地震は東海・東南海地震と連動して起こることで地震や津波も大きくなり、千年に一度の巨大地震となる可能性も指摘されています。東日本大震災を受けて南海地震対策を今一度検証し新たな対策を取り入れながら、抜本的な強化に全力で取り組みます。

(7) 生涯学び続ける環境づくり

社会の急速な変化や個人の生き方の多様化により、これからは一人一人が自身の人格を磨き、豊かな人生を送ることが出来るようにするには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境や、スポーツ等に親しめる環境の整備が必要となります。また、個人の学びの効果がさまざまな場面で発揮されることで、地域や社会に好影響がもたらされます。こうした方向に沿って、「生涯学び続ける環境づくり」を推進します。

基本計画体系図

【基本方向】

【重点施策】

子どもの基礎学力の定着と向上

- ①基礎学力の定着
- ②学力検査等の分析・活用
- ③読書活動の推進・学校図書 の 充実
- ④学力向上推進事業
- ⑤遠隔地教育による多様な意見の体験学習
- ⑥英語教育の推進
- ⑦ICT教育の充実（ICT機器の整備、教員の指導力向上、児童生徒の情報活用能力の育成）
- ⑧プログラミング教育の充実
- ⑨自主学習や家庭学習の充実
- ⑩放課後や加力学習の充実
- ⑪ALTの活用

豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

- ①人権教育の推進
- ②道徳教育の推進
- ③いじめ防止教育の推進
- ④読み聞かせの充実
- ⑤地域資源を活用したふるさと教育の推進
- ⑥いじめ不登校対策の推進
- ⑦食育の推進
- ⑧スポーツ推進と健康教育の推進
- ⑨長期欠席・不登校傾向の児童生徒への対応
- ⑩厳しい環境の児童生徒への支援

就学前教育と小学校・中学校の連携

- ①就学前教育と学校教育の推進と保小中の連携
- ②保育から小・中学校への円滑な接続の推進（小1プロブレム・中1ギャップの解消）
- ③特別な支援の必要な子どもの早期発見への取り組み・引き継ぎ
- ④ブックスタート事業
- ⑤外国語に慣れ親しむ

学校・家庭・地域との連携・協働

- ①地域に開かれた学校づくり
- ②社会教育と連携した地域活動
- ③コミュニティスクール、学校運営協議会の充実
- ④地域学校協働活動事業による学校支援
- ⑤お話ボランティアの充実
- ⑥民生委員・児童委員との連携
- ⑦キャリア教育の充実

チーム学校による学校力・教職員力の向上

- ①教職員の研究・研修事業の充実
- ②地域に根ざした特色のある学校作りの推進
- ③組織的な学校運営の推進
- ④スクールカウンセラーの配置
- ⑤スクールソーシャルワーカーの配置
- ⑥学習支援員・特別支援教育支援員・ICT支援員・多忙化解消支援員など支援員の配置

安全で安心な学校づくりの推進

- ①安全教育・防災教育の推進
- ②危機管理体制の確立
- ③通学路の点検・対策
- ④防犯訓練
- ⑤SNS等の情報モラル教育の推進
- ⑥大規模災害に備えた取組

生涯学び続ける環境づくり

- ①県立図書館の活用
- ②町立図書館の拡充
- ③文化財の保護と活用
- ④民具資料の整理
- ⑤社会教育委員会を中心とした社会教育の充実
- ⑥公民館活動の充実
- ⑦文化協会の育成、活動の活発化
- ⑧体育会を中心とした生涯スポーツの推進
- ⑨伝統文化・行事の継承

第5章 基本計画

1 基本計画

基本理念を達成するために、今後5年間で重点施策の方向性を基本方向ごとに展開します。

(1) 子どもの基礎学力の定着と向上

個々に学んだり、学び直したりするためには、細かい指導により、基礎・基本となる力を確実に定着・向上させていく必要があります。

- ①基礎学力の定着
- ②学力検査等の分析・活用
- ③読書活動の推進・学校図書の実
- ④学力向上推進事業
- ⑤遠隔地教育による多様な意見の体験学習
- ⑥英語教育の推進
- ⑦ICT教育の実 (ICT機器の整備、教員の指導力向上、児童生徒の情報活用能力の育成)
- ⑧プログラミング教育の実
- ⑨自主学習や家庭学習の実
- ⑩放課後や加力学習の実
- ⑪ALTの活用

(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

「家族における親と子の関係、人と人との間近に触れあう温かい関係の中にこそ人間の感性や良心を培う原点がある」という認識に立ち、道徳の時間、人権学習、体験活動など全教育活動をとおして感性を拓き、豊かな心を育てます。

- ①人権教育の推進
- ②道徳教育の推進
- ③いじめ防止教育の推進
- ④読み聞かせの実
- ⑤地域資源を活用したふるさと教育の推進
- ⑥いじめ不登校対策の推進
- ⑦食育の推進
- ⑧スポーツ推進と健康教育の推進

⑨長期欠席・不登校傾向の児童生徒への対応

⑩厳しい環境の児童生徒への支援

(3) 就学前教育と小学校・中学校の連携

子どもの健やかな成長を図るために、就学前教育と小学校・中学校が互いに協力、連絡しあいながら、一人ひとりの子どもの発達段階に応じた教育を行います。

①就学前教育と学校教育の推進と保小中の連携

②保育から小・中学校への円滑な接続の推進

(小1プロブレム・中1ギャップの解消)

③特別な支援の必要な子どもの早期発見への取り組み・引き継ぎ

④ブックスタート事業

⑤外国語に慣れ親しむ

(4) 学校・家庭・地域との連携・協働

地域全体で教育に取り組む気運を醸成するとともに、学校が中心となり、家庭・地域と連携協働して育てる環境づくりを進めます。

①地域に開かれた学校づくり

②社会教育と連携した地域活動

③コミュニティスクール、学校運営協議会の充実

④地域学校協働活動事業による学校支援

⑤お話ボランティアの充実

⑥民生委員・児童委員との連携

⑦キャリア教育の充実

(5) チーム学校による学校力・教職員力の向上

各小中学校の主体的な取り組みによる特色ある学校づくりを支援するとともに、教職員の資質と指導力の向上を図り授業改善に生かしながら、質の高い学校教育を進めていきます。

①教職員の研究・研修事業の充実

②地域に根ざした特色のある学校作りの推進

- ③組織的な学校運営の推進
- ④スクールカウンセラーの配置
- ⑤スクールソーシャルワーカーの配置
- ⑥学習支援員・特別支援教育支援員・ICT支援員・多忙化解消支援員など支援員の配置

(6) 安全で安心な学校づくりの推進

自然災害や事件・事故の危険から子どもたちの命を守るため、施設等の整備や防災教育を推進します。

- ①安全教育・防災教育の推進
- ②危機管理体制の確立
- ③通学路の点検・対策
- ④防犯訓練
- ⑤SNS等の情報モラル教育の推進
- ⑥大規模災害に備えた取組

(7) 生涯学び続ける環境づくり

社会の急速な変化や個人の生き方の多様化により、これからは一人一人が自身の人格を磨き、豊かな人生を送ることが出来るようにするには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境や、スポーツ等に親しめる環境の整備が必要となります。

- ①県立図書館の活用
- ②町立図書館の拡充
- ③文化財の保護と活用
- ④民具資料の整理
- ⑤社会教育委員会を中心とした社会教育の充実
- ⑥公民館活動の充実
- ⑦文化協会の育成、活動の活発化
- ⑧体育会を中心とした生涯スポーツの推進
- ⑨伝統文化・行事の継承

